奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事	萩原　壽夫	葛城市新町一〇七
〃	上田　又次	〃　七五―一
〃	花内　敏雄	〃　一一七―三
〃	尾關　靖彦	〃　一六六―三
〃	稲田　佐太男	〃　一八六―三
監事	扇田　潤一	〃　六四
〃	岡本　洋方	〃　六〇

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事	花内　克己	葛城市新町四一―三
〃	宮西　清	〃　三八―三
〃	永野　一之	〃　五六
〃	島田　雄司	〃　八一―二
〃	稲田　佐登美	〃　一〇六―一
監事	萩原　壽夫	〃　一〇七
〃	扇田　潤一	〃　六四